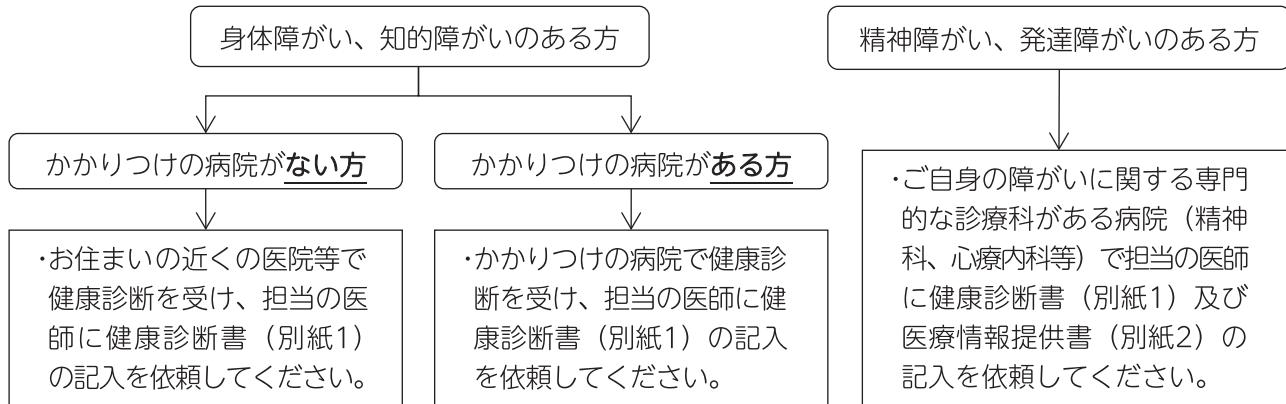


健康診断書について

■ 応募者の方へ

以下を確認して、該当する医療機関に提示し、担当の医師に健康診断書の記入を依頼してください。



※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者は、その写しを提出願います。

※2 精神障害者保健福祉手帳保持者（申請中の方を含む）は、（別紙1）と（別紙2）の提出をお願いします。

※3 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい以外の障がいがある方や、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を複数お持ちの方等、ご不明な点がある方は、下記「問い合わせ先」までご相談ください。

【問い合わせ先】岐阜県立障がい者職業能力開発校訓練部
TEL：058-201-4511

《受診施設の方へ》

訓練生の適切な健康管理と安定した訓練生活を図るために、現在の症状をご教示いただくとともに、医師の見地から以下の職業訓練が可能か、また、寄宿舎の利用を希望の方については寄宿舎生活が可能かどうかについてのご意見を、健康診断書の「総合所見」欄に、ご記入いただきますようお願いいたします。なお、貴施設で診断書項目の中で、診断できないものは空欄でかまいません。

【訓練の概要】

- 岐阜県立障がい者職業能力開発校では、土日祝日を除く毎日、午前9時から午後3時45分（4月～5月上旬までは午後2時45分）まで、職業訓練を行います。

訓練科名	主な訓練内容
基礎実務科	パソコン訓練、介護・清掃補助訓練、販売補助訓練
OA ビジネス科	パソコン訓練、簿記訓練、物流訓練
Web デザイン科	パソコン訓練
[共通する訓練内容] 社会適応訓練、職場体験・職場実習、体育	

- 期間は1年間（1,401時間）です。
- 訓練時間の8割以上の出席が修了要件です。
- 主に室内において、集団で学科及び実技などの訓練を受講します。

【寄宿舎の概要】

- 寄宿舎は集団生活及び自立生活ができる方を対象としています。
- 部屋は個室ですが、風呂、トイレ、洗面所、食堂は共用となります。
- ゴールデンウィーク、夏季休暇、冬季休暇など、本校が長期に閉校している期間は寄宿舎の利用はできません。
- 寄宿舎には舍監をおきますが、医療の専門スタッフは配置しません。
- 集団生活のため、起床や就寝時間、外出時間等のルールが決められています。